

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局会計規程等の一部を改正する管理規程	1

病 院 局 管 理 規 程

病院局会計規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第5号

病院局会計規程等の一部を改正する管理規程

(病院局会計規程の一部改正)

第1条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第90条中

- 「 (1) 工事又は製造の請負 250万円
(2) 財産の買入れ 160万円
(3) 物件の借入れ 80万円
(4) 財産の売払い 50万円
(5) 物件の貸付け 30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円」

を

- 「 (1) 工事又は製造の請負 400万円
(2) 財産の買入れ 300万円
(3) 物件の借入れ 150万円
(4) 財産の売払い 100万円
(5) 物件の貸付け 50万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円」

に改める。

第92条の2中「企業法施行令第21条の14」を「企業法施行令第21条の13」に改める。

(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る病院局会計規程の特例に関する規程の一部改正)

第2条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る病院局会計規程の特例に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第18号）の一部をつぎのように改正する。

第3条中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)」を削る。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。